

研究ノート

「都市計画調査委員会議事速記録（大正7-8年）」 復刻について

公益財団法人 自転車駐車場整備センター 理事長 樺島 徹
かばしま てつ

我が国の近代的都市計画制度の礎を築いた旧都市計画法の制定において、帝国議会に提出された法律案の成立過程については、後藤新平内務大臣の主導により、担当組織として、大正7（1918）年5月、内務大臣官房都市計画課が設置され、同年6月、関係諸機関代表と法学・工学・医学等専門家から成る都市計画調査会が組織され、その審議を経てとりまとめられた。旧都市計画法と姉妹法の関係にあった市街地建築物法（法案段階の題名は「建築法案」）についても、同様である。

その都市計画調査会の会議録は、内務大臣官房都市計画課によって編纂されていたものが、現代の都市計画法及び建築基準法に至る法制度の原点を示す史料であるにもかかわらず、その後散逸し、国立国会図書館にも所蔵がなく、永らく、同課担当者の蔵書等を収蔵する図書館等において見ることができるにとどまっていた。

この度、公益財団法人都市計画協会によって、この歴史的文献が復刻され、併せてデジタル化が図られた。納本した国立国会図書館、市政専門図書館、建設産業図書館等において、復刻冊子を閲覧することができるほか、建設産業図書館においては、同協会デジタル・アーカイブの一環として、館内パソコン上、PDF版の閲覧も可能としている。

筆者は、この復刻作業を行ったが、①目次を新たに作成するとともに、②都市計画調査会に関する概説及び③調査会・特別委員会の委員出席・発言状況をとりまとめ、併せて収録した。この復刻について情報発信する一環として、資料として、以下、①-③を本誌に掲載していただくこととなった。

なお、復刻作業を終えてから判明したことであるが、オリジナル(完全版)の「都市計画調査委員会議事速記録」は、千代田区立日比谷図書文化館4階の「内田嘉吉文庫」に収蔵公開されている。

「都市計画調査委員会議事速記録」（復刻）目次

（ ）内ページは、原本に付されたページによる。

表紙

大正7（1918）年7月8日（1）

出席者（1） 水野内務大臣挨拶（3） 議事規則制定（6） 調査要綱案文（9） 調査要綱案説明（池田幹事）（10）
調査要綱審議（その1）（18） 特別委員付託決定（34）

大正7年7月10日（37）

出席者（37） 調査要綱（特別委員会修正後）（39） 調査要綱特別委員会報告（内田委員長）（40） 調査要綱審議（その2）（48） 調査要綱決定（65） 特別委員会希望意見（法案の調査会諮問）採択（86）

備考 大正7年7月24日（89）

「調査要綱第三及建築法案ノ制定ニ関スル調査」「都市計画法案ノ制定ニ関スル調査」について、各特別委員指名（89）

大正7年12月7日（90）

出席者（90） 都市計画法案・建築法案説明（池田幹事）（91） 特別委員付託決定（120） 都市計画法案案文（123）
建築法案案文（127）

大正7年12月24日(134)

出席者(134) 都市計画法案・建築法案特別委員会報告書(136) 都市計画法案案文(特別委員会案)(137) 建築法案案文(特別委員会案)(142) 両法案特別委員会報告(中西委員長)(146) 都市計画法案逐条の審議・決定(都市計画調査会案)(154) 建築法案逐条の審議・決定(都市計画調査会案)(187)

大正8(1919)年11月8日(209)

出席者(209) 市街地建築物法施行令案説明(池田幹事)(211) 市街地建築物法施行令案審議(その1)(215) 特別委員付託決定(222) 市街地建築物法施行令案案文(223)

大正8年12月9日(233)

出席者(233) 市街地建築物法施行令案特別委員会報告(田尻委員長)(235) 市街地建築物法施行令案(特別委員会案)説明(池田幹事)(236) 市街地建築物法施行令案審議(その2)(244) 市街地建築物法案(都市計画調査会案)決定(272)

「特別委員会々議録」(復刻)目次

() 内ページは、原本に付されたページによる。

大正7年7月9日(1)

出席者(1) 調査要綱前文(2) 調査要綱第一(3) 調査要綱第二(22) 調査要綱第三(26) 調査要綱第四(28) 調査要綱第五(29) 調査要綱第六(33)

大正7年12月7日(39)

出席者(39) 速記省略

大正7年12月9日(40)

出席者(40) 都市計画法案(12月7日案。以下同じ。)第10条(41) *未了

大正7年12月11日(84)

出席者(84) 都市計画法案第7条—第10条(続き)(84) 同第11条(104) 同第12条(105) 同第13条—第15条(113) 同第16条—第19条(116) 同第20条(121) 同第21条(127) 同第22条(128) 同第23条(129) 同第24条(130) *未了

大正7年12月13日(141)

出席者(141) 都市計画法案修正(12月13日案)第1条(142) 同第2条・第3条(142) 同第4条(152) 同第5条(153) 同第6条(154) 同第7条(154) 同第8条(162) 同第9条(163) 同第10条(165) 同第11条(165) 同第12条(170) 同第13条(172) 同第14条—第16条(172) 同第17条—第20条(173) 同第21条—第25条(175) 同第26条(177) 同第27条(178) 同第28条(179) 同附則(第29条—第32条)(183)

大正7年12月17日(185)

出席者(185) 建築法案(12月7日案。以下同じ。)第1条(186) 同第2条(188) 同第3条(190) 同第4条(193) 同第5条(195) 同第6条—第8条(196) 同第9条(207) 同第10条(208) 同第11条—第14条(209) *未了

大正7年12月20日(225)

出席者(225) 建築法案第12条(続き)(226) 同第14条(続き)(230) 同第15条(236) 同第16条(237) 同第17条(243) 同第18条(248) 同第19条(251) 同第20条(252) 同第21条(253) *未了

大正7年12月23日(257)

出席者(257) 建築法案第21条(続き)(258) 同第22条(264) 同第23条(269) 同第24条(271) 同第25条(277) 同第26条(278) 同第27条(削除) 同第28条(278) 同第29条(279) 同第30条(280) 同第31条・第32条(282) 同附則(第33条—第37条)(283)

大正8年11月10日(289)

出席者(289) 市街地建築物法施行令案(11月8日案。以下同じ。)第1条(290) 同第2条(302) 同第3条(306) 同第4条(308) 同第5条(311) 同第6条(314) 同第7条(315) 同第8条・第9条(319) 同第10条—第13条(321) 同第3条(続き)(326)

大正8年11月11日(337)

出席者(337) 市街地建築物法施行令案第14条—第16条(337) 同第17条—第23条(345) 同第24条—第27条・附則(356) 市街地建築物法施行令案修正第1条(360)

都市計画調査会について

1. 設置経緯

国の大正7(1918)年度追加予算に、都市計画法制定につながる調査費(都市計画調査会費¹⁾)が計上された²⁾(同年3月29日付官報公布)。これにより、

- ・内務省に臨時の定員が認められ(同年5月22日付勅令第153号)、併せて内務省官制上、大

臣官房の所掌事務に「都市計画調査」が追加され³⁾(同日付勅令第151号)、内務大臣官房に都市計画課という担当組織が設置されるとともに(内務省分課規程改正)⁴⁾、

- ・調査のための審議機関として、都市計画調査会が設置された(都市計画調査会官制制定:同日付勅令第154号)。

都市計画調査会の委員及び臨時委員⁵⁾は、同年6月29日付で任命された(同年7月1日付官報)。

1) 大正7年度は、「都市計画調査会費」(2万5,308円)、翌大正8(1919)年度予算以降は、「都市計画調査費」が計上された。政府の予算手続的には、異例ともいえるこの追加予算は、寺内正毅内閣内務大臣であった後藤新平の主導により実現し(池田宏「我國都市行政の大恩人としての後藤伯爵を憶ふ」(『都市問題』8巻5号・昭和4(1929)年5月・東京市政調査会)、その背景には、後藤新平が会長となった都市研究会(現在の都市計画協会の前身の一つとされる。大正6(1917)年10月発足)の活動があったことが知られている。後藤新平が、都市研究会に関わることとなった経緯については、都市研究会常任幹事、都市計画協会専務理事であった阿南常一の回想によれば、阿南は、内田嘉吉(通信次官。都市研究会発足時からの中心メンバーの一人であり、都市計画調査会委員、都市計画調査要綱審議のための特別委員会委員長を務めた。)とともに、まず奥田義人(東京市長)に、次いで渋沢栄一に当たったが辞退され、渋沢の示唆によって、後藤新平に当たり、当初は都市計画に消極的であった後藤を阿南が口説き落として、会長に戴くことになったのだという(阿南常一(佐藤昌聞き取り)「都市計画茶話(一)」『新都市』11巻3号・昭和32(1957)年3月・都市計画協会)。

2) 後藤は、このように、都市計画法等制定への途を開いたが、追加予算要求、そして計上実現には、会計課長山縣治郎の功績もあったと考えられる。山縣の追悼業績録の会計課長時代の記述には、都市計画調査会費についての言及はないが、後藤内務大臣の下で、従来の会計課の抑制的対応を改め、種々積極的な予算設定に取り組み、閣議等における後藤の発言を裏方として支えた様が記されている(山根眞住編『山縣治郎傳』昭和15(1940)年・山縣治郎氏傳記編纂所・84ページ以下)。なお、山縣は、後に、三代目の都市計画課長として、都市計画局への昇格(大正11(1922)年5月19日付)を実現し、そのまま初代の都市計画局長になった。

後藤は、内務大臣を大正7年4月23日には退任(寺内正毅内閣外務大臣に転任)し、都市計画調査会の審議が開始された際の内務大臣は、水野錬太郎、同年9月29日には、原敬内閣が成立し、都市計画調査会において都市計画法案の審議が行われた時

点、翌大正8年都市計画法が成立した時点の内務大臣は、床次竹二郎であった。水野と床次は、いずれも内務官僚出身で、原に近い立憲政友会所属の議員であった(水野は貴族院、床波は衆議院)。

初の本格的な政党内閣とされる原敬内閣は、3年以上と、戦前期としては珍しい長さ継続し、原の暗殺後も、次の高橋是清内閣まで、床次の内務大臣時代は、4年近くに及んだ。しかも、その前後は、後藤と水野が内務大臣を務めており、大正5(1916)年10月の寺内正毅内閣成立から大正13(1924)年6月清浦奎吾内閣退陣までは、後藤・水野・床次の3名、都市計画調査会の成立や活動にも深く関わり、都市計画への理解があった内務大臣が続いた時期といえる。前述の都市計画局への昇格も、高橋是清内閣・床次内務大臣時代のことである。

3) 内務省官制の内務大臣の権限規定(内務省の所掌事務)は、改正されず、都市計画法制定後も同様であった(内務大臣の権限規定上は、「地理」に含まれていたということになる)。同権限規定に「都市計画」が加えられたのは、都市計画課の都市計画局昇格時(注2))であり、同局廃止時(大正13年12月20日付)にも残された。仮に局昇格がなければ、内務省官制上、大臣官房の所掌事務に「都市計画調査」とあるのみの時代が続いたかもしれない。

4) 初代都市計画課長は、池田宏(大正7年5月25日付発令。当初は、土木局工営課長兼務)。池田は、都市研究会理事(庶務部長)として、阿南とともに会務を取り仕切っていた。機関誌『都市公論』3巻1号(大正9(1920)年1月・都市研究会)に見られるように、都市研究会の入会申込先は、「内務大臣官房都市計画課池田宏宛」となっていた。

5) 都市計画調査会官制において、内務大臣を充てる会長1名のほか委員24名以内をもって組織することとされるとともに、必要ある場合は、他に定員外の臨時委員を置くことができた(都市計画調査会官制第3条)。当初、24名の委員と4名の臨時委員が任命された。会議録に見られるとおり、審議に当たっては、委員と臨時委員は、特に区別されていない。なお、当初の委員(医学分野)であった緒方正規の死去に伴い、臨時委員であった北里柴三郎が委員となり、臨時委員として横手千代之助が補充され、審議中は、委員24名・臨時委員4名の体制が維持された。

2. 調査審議の経過

都市計画調査会の活動時期は、大別すれば、次の4期に分かれる。

- A) 都市計画調査要綱審議 大正7年7月
- B) 都市計画法案、建築法案(調査会審議原案)起草 同年8月-10月頃
- C) 都市計画法案、建築法案審議(調査会案決定) 同年12月
- D) 市街地建築物法施行令案審議(調査会案決定) 大正8年11月-12月

今回復刻した「都市計画調査委員会議事速記録(以下「調査会会議録」という。)[「特別委員会々議事録(以下「特別委員会会議録」という。)]」は、A)、C)、D)の各期の調査会及び特別委員会の審議記録⁶⁾であり、開催された調査会、特別委員会の会合については、

- ・各回の議題は、前掲の目次に、
- ・出席者及び発言の状況は、委員の異動と特別委員の選任状況⁷⁾を含め、後掲の「出席者・発言者一覧」に、それぞれ掲げた。

当初の委員であった内田嘉吉、藤原俊雄は、池田宏、阿南常一とともに、都市研究会結成の中心メンバーでもあった。また、大正9年1月時点の都市研究会副会長及び理事計13名(『都市公論』3巻1号(前掲))のうち、調査会委員、臨時委員及び幹事経験者は、9名(水野、小橋、内田、近藤、佐野、片岡、渡邊、藤原、池田)であった。都市計画調査会委員は、都市計画制度確立を志した官民の都市研究会関係者を中心に選任され、調査会終了後は、引き続き、都市研究会の都市計画普及活動に展開されていたことが窺われる。

6) 特に、幹事であった池田の説明や答弁により、その奮闘と生の声を知ることができる。都市計画法案の審議経過については、渡辺俊一「旧都市計画法の成立過程」(『「都市計画」の誕生：国際比較からみた日本近代都市計画』平成5(1993)年・柏書房・135ページ以下)に、建築法案の審議経過については、佐々木宏・青木伊知郎「都市計画法と市街地建築物法の成立」(『日本近代建築法制の100年』令和元(2019)年・日本建築センター・53ページ以下)等に、「調査会会議録」「特別委員会会議録」をベースに紹介・分析されている。前者については、条文構成の変遷が追跡され、用途地域制と交通施設計画の先後関係についての「池田・片岡論争」、国庫補助規定についての「池田・神野論争」などが採り上げら

これらは、いずれも、

- ・内務省からの事務局案について、調査会が招集され、審議が開始され、
 - ・委員から選任された少数の特別委員(都市計画調査会議事細則第9条)に付託され、案が練られ、
 - ・特別委員会で決定された案(事務局の案の修正)について、調査会において審議の上、調査会として決定される
- という手順が踏まれた。

一方、B)期は、内務省側と特別委員の合議により、法律案の起草が行われた時期⁸⁾と解される。「調査会会議録」に特別委員の選任の記録があるだけで、議事細則が準用される会議形式で行われたのか、懇談ないし打合せ的に特別委員が参集したのかを含め、審議活動の詳細は公式の記録上は、明らかでない。

C)期の特別委員会は、

- ・B)期の特別委員以外の委員・臨時委員が特別委員となり⁹⁾、
- ・B)期の特別委員は、案の説明者の立場から出席することとされ、

れ分析されている。

7) A)及びC)期の特別委員の選任日の記録はないが、A)期は、調査会翌日午前、C)期は、調査会当日に、それぞれ初回の特別委員会が開催されていることから、後掲「出席者・発言者一覧」においては、いずれも選任は調査会当日に行われ、直ちに招集されたものと解した。なお、II-C)・II-D)は、「特別委員会会議録」における出席者の表示から構成したので、表に掲げた特別委員以外に、特別委員に選任されたが特別委員会を欠席した者が他にあった可能性を排除するものではない。

8) 東京都公文書館に収蔵された「内田祥三文庫」に、このB)期の案文資料が残されている。内田祥三は、当時東京帝国大学工科大学助教授であったが、内務省囑託として都市計画法案等立案に関わっていた。後掲「出席者・発言者一覧」II-B)の開催日及び出席状況は、この内田祥三文庫資料に記された内田のメモによる(建築法案の起草について、幹事の池田らの記載がなかったことから省いたが、当然出席していたものと考えられる)。

9) 池田は、B)期の特別委員をそのまま選任すると考えていたようであるが、調査会においては、案の起草者が審議するのは、意味がないと考えられた(「調査会会議録」121-122ページ中西委員、片岡委員発言参照)。

両者により審議が進められた。

3. 調査会審議後の状況と都市計画調査会廃止

両法案の都市計画調査会案を踏まえて、大正8年1月16日には、閣議請議されたが、都市計画法案については、神野勝之助大蔵次官の反対を押し切った形¹⁰⁾で都市計画調査会案に位置付けられた国庫補助規定が、結局、法制局による起案(同年2月25日)時点以降、閣議決定段階で削除された¹¹⁾。また、建築法案の題名も、やはり、同時点以降、市街地建築物法案と修正され、閣議決定された。

両法案は、同年3月6日第41回帝国議会提出、同月15日衆議院可決、同月26日成立(貴族院可決)、同年4月5日公布された。(都市計画法(大正

8年法律第36号)、市街地建築物法(大正8年法律第37号))

都市計画法は、大正9年1月1日に施行された。大正8年11月28日に、その施行期日を定める勅令(大正8年勅令第481号)と同時に、同法を施行するために必要な事項を定める都市計画法施行令(大正8年勅令第482号)及び都市計画委員会官制(大正8年勅令第483号)¹²⁾が公布され、後者附則によって、都市計画調査会官制は廃止された。

市街地建築物法は、当初の想定¹³⁾よりも大幅に遅れ、大正9年12月1日ようやく施行された。原因の一つ、市街地建築物法施行令は、調査会決定後、直ちに閣議請議(大正8年12月26日)されたが、法制局による起案(大正9年2月2日)から閣議決定まで、7か月以上を要した難産の勅令¹⁴⁾

10) 「特別委員会会議録」165ページ、「調査会会議録」174ページ。池田と神野の間のやり取りについては、注6)参照。

11) 国立公文書館収蔵の都市計画法案閣議資料(「都市計画法〇市街地建築物法ヲ定ム」『公文類聚』第43編・大正8年・巻2)には、最後の段階で削除された痕跡が残されている。法制局参事官による大蔵省削除意見に対する反論が起案文書に綴られており、起案時点では国庫補助規定を法制局は是認したと考えられ、そのまま閣議決定されるのが通常である。しかし、付箋の形式で、国庫補助規定削除の修正を、関係閣僚が改めて決裁したことが記録されており、これら異例の形式からも、最後の段階で大蔵省が巻き返し覆したことが窺われる。

注2)に示したような異例の予算要求を通すまでになった内務省の進め方は、調査会において大蔵次官の反対を退ける(注10))に至っては、予算査定 of 秩序を重んじる大蔵官僚の反発と警戒を呼んだとしてもおかしくない。「できる」規定に過ぎない都市計画法案の国庫補助規定について、大蔵省がここまで徹底的な反対を貫いた背景でもあったのではないかと考えられる。しかも、その時点で、後藤は、既に内務省そして閣内を去っていたのである。

この後も、都市計画に対する大蔵省の冷淡な態度は継続する。ただし、その背景は、都市計画の視点からのみ冷遇と見るのではなく、大蔵省編『明治大正財政史』等によって、財政全体の置かれた状況とその推移を見なければ正しく理解できないであろう。

12) これらの付属勅令の施行も、都市計画法の施行と同時である。したがって、都市計画調査会廃止は、大正9年1月1日付であるが、「調査会会議録」収録のD)期大正8年12月9日開催の会合をもって活動を終え、その後、内務大臣官房都市計画課において、今

回復刻した「調査会会議録」「特別委員会会議録」を、活動記録として、まとめて製本したのであろう。

13) 閣議請議(1月26日)段階の内務省案は、4月1日であったことが、国立公文書館収蔵の閣議資料から見てとれる(「市街地建築物法施行期日ヲ定ム」『公文類聚』第44編・大正9年・巻26)。

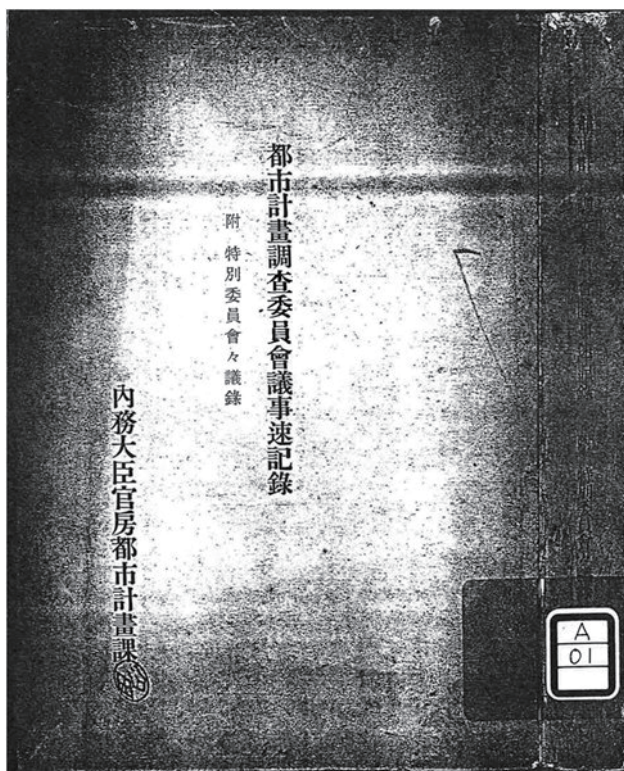
14) 膠着状況を打開するため、閣議の場に前田多門都市計画課長(池田宏の後任、第二代)と内田祥三が呼ばれ、説明の結果、ようやく決定に漕ぎ着けた(前田によれば、原首相から、煩瑣な規定で国民を苦しめてはいけないという発言があり、前田から、都市計画上必要な規定であることを説明したところ、閣僚の一部になおあった異論を、原がユーモア交じりに収め、「内務省もまじめに考えてこれをやるというのだから、通過させてやったらどうか、そのかわり、役人の小理屈で運用を誤らないようしっかりやれ」と決定したのだという(前田多門「閣議といふもの」『山荘静思』昭和22(1947)年・羽田書店・28ページ以下)。床次内務大臣は終始無言であったというが、原との間で首相裁定の筋書ができていたであろう。『原敬日記第9巻首相時代篇下』(昭和25(1950)年・乾元社・71ページ)大正9年9月17日に、記事がある(「都市建築取締細則に付、先般來未決の儘なりし處本日内務省掛官説明原案決定したり」)。

この難航の背景には、大正9年3月には、第一次大戦中から続いた未曾有の好景気(これによる工業等経済の成長や都市への人口集中、社会政策の芽生え等が、都市計画法成立の背景状況にもあった。)が終わり、一転、いわゆる「戦後恐慌」に突入したという場面転換もあり、不況期には尚更、規制強化を持ち出すことがいかに難しいかを考えさせられる。

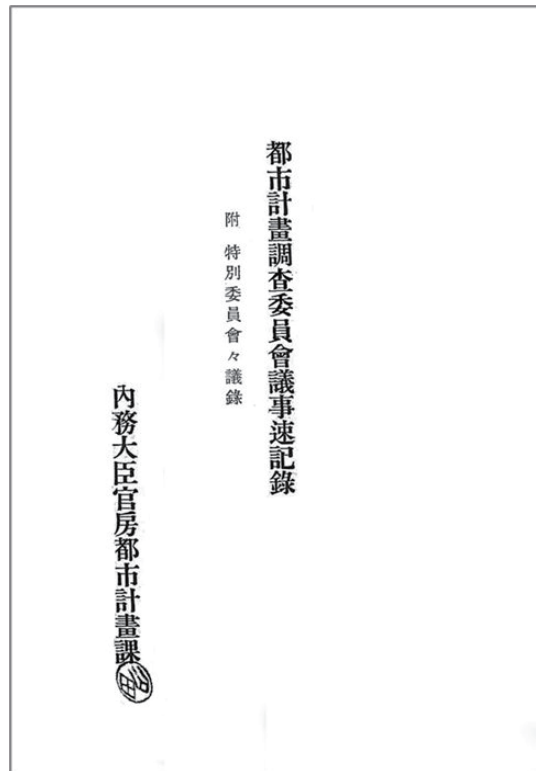
で、大正9年9月30日公布された(大正9年勅令第438号)。

こうして、いよいよ都市計画法及び市街地建築物法による近代都市計画法制の歩みが始まったのである¹⁵⁾。

図：復刻の原本とした複写（表紙）



復刻後（表紙）



今回のデジタル化復刻は、都市計画協会の「山田文庫」（山田博愛の蔵書が寄贈されたもの）に収蔵されていたはずの本会議録の複写資料（正確に言えば、更にもその複写）を、日本大学理工学部大沢昌玄教授の御厚意により、同大学研究室に保管されていたものを、昨年5月発見したことから、これを種本とした。現物は、山田文庫の目録（『新都市』43巻4・5号・平成元（1989）年4・5月・都市計画協会）に掲載があったことから、協会内で探索したが、現状では失われ、行方不明となっている。

¹⁵⁾ その後の推移については、樺島徹「都市計画」の受容と定着（『都市計画法制定100周年記念論集』

令和元年・都市計画協会・488ページ以下（資料及び解説）を参照。

(都市計画調査会)出席者・発言者一覧

資料作成：樺島 徹

I 都市計画調査会 委員就任・会議出席・発言状況

◎：出席（発言あり）
○：出席（発言なし）

I - A) 都市計画調査要綱
I - C) 都市計画法案・建築法案
I - D) 市街地建築物法施行令案

調査会における地位	職名等 (*を除き、官報による。)	氏名 **：出席者に挙げられていないが、発言が記録されている者	被仰付年月日	大正7年	大正7年	大正7年	大正7年	大正8年	大正8年
				7月8日	7月10日	12月7日	12月24日	11月8日	12月9日
会長	内務大臣	水野錬太郎	都市計画調査会官制 (第4条第1項)	◎	◎				
	内務大臣	床波竹二郎				◎	◎	◎	◎
委員	鉄道院副総裁	長谷川謹介	大正7年6月29日付						
	鉄道院副総裁工学博士	石丸重美	大正7年10月22日付			○	○		○
	内匠頭	馬場三郎	大正7年6月29日付		◎	○	◎		◎
	内務次官	小橋一太	大正7年6月29日付	○	◎	○	◎	◎	○
	内務省地方局長	添田歌一郎	大正7年6月29日付			○	◎	○	◎
	内務省警保局長	永田秀次郎	大正7年6月29日付	○	○				
	内務省警保局長	川村竹治	大正7年10月22日付			○	◎**	○	◎
	内務省土木局長	堀田實	大正7年6月29日付	○	○	○	◎	○	○
	内務省衛生局長	杉山四五郎	大正7年6月29日付	○	◎	○			
	内務省衛生局長	潮恵之輔	大正8年10月4日付					◎	
	大蔵次官	市來乙彦	大正7年6月29日付	○					
	大蔵次官	神野勝之助	大正7年10月22日付			○	◎		
	陸軍次官	山田隆一	大正7年6月29日付						
	陸軍次官	山梨半造	大正7年11月8日付	○***			◎	○	○
	海軍次官	栃内曾次郎	大正7年6月29日付		○	○	◎		○
	文部次官	田所美治	大正7年6月29日付	◎					
	文部次官	南弘	大正7年10月22日付			○			
	農商務次官	上山満之進	大正7年6月29日付	◎	◎				
	農商務次官	犬塚勝太郎	大正7年10月22日付						○
	通信次官	内田嘉吉	大正7年6月29日付	◎	◎				
	通信次官	中西清一	大正7年10月22日付			◎	◎		
	通信次官	秦豊助	大正8年11月7日付						
	警視總監	岡田文次	大正7年6月29日付	○	○				
	警視總監	岡喜七郎	大正7年10月22日付			○	代理	○	代理
	東京府知事法学博士	井上友一	大正7年6月29日付	◎	◎				
	東京府知事	阿部浩	大正8年10月4日付					○	○
	東京市長法学博士子爵	田尻稻次郎	大正7年6月29日付	◎	○		◎	○	◎
	従三位勲二等医学博士	緒方正規 (大正8年8月1日死去)	大正7年6月29日付	○	◎	○			
	正三位勲二等医学博士	北里柴三郎	大正8年10月4日付					◎	◎
	正四位勲三等工学博士	中島鋭治	大正7年6月29日付			○	◎	○	○
	正四位勲二等工学博士	近藤虎五郎	大正7年6月29日付	○	○	○	◎	◎	◎
	正五位勲六等法学博士	関一	大正7年6月29日付	◎	◎	○			
	正五位勲六等法学博士	松岡均平	大正7年6月29日付				◎	○	○
正六位工学博士	佐野利器	大正7年6月29日付	◎	◎	○	◎	○	◎	
正六位	藤山雷太	大正7年6月29日付	◎		○				
	片岡安	大正7年6月29日付	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
臨時委員	正三位勲二等医学博士	北里柴三郎 (大正8年10月4日委員)	大正7年6月29日付						
	従四位勲三等医学博士	横手千代之助	大正8年11月7日付					○	◎
	臨時議院建築局技師	矢橋賢吉	大正7年6月29日付	◎	○	◎	○		◎
	従六位法学博士	渡邊鐵藏	大正7年6月29日付	○	◎	○	◎	○	○
	藤原俊雄	大正7年6月29日付	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
幹事	内務書記官	池田宏	大正7年6月29日付	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内務事務官	吉村哲三	大正7年7月6日付	○	○	○	◎	○	◎
	内務技師*	笠原敏郎**					◎**		
	警視庁保安部長*	小幡豊治 (警視總監代理)				○			
	警視庁保安部長*	熊谷巖 (警視總監代理)						◎	

***：出席者に山梨半造が挙げられているが、陸軍次官であった山田隆一の誤記か、陸軍次官代理としての山梨半造の出席であったか、のいずれかと考えられる。

II-A) 都市計画調査会調査要綱特別委員会 会議出席・発言状況

◎：出席（発言あり）
○：出席（出席の記録のみ）

調査会における地位	職名等 (官報による。)	氏名	特別委員指名年月日 注7) 参照	大正7年 7月9日
委員	内務次官	小橋一太	大正7年7月8日付	◎
	内務省土木局長	堀田貞	大正7年7月8日付	◎
	内務省衛生局長	杉山四五郎	大正7年7月8日付	◎
	逓信次官	内田嘉吉(委員長)	大正7年7月8日付	◎
	東京府知事法学博士	井上友一	大正7年7月8日付	◎
	正五位勲六等法学博士	関一	大正7年7月8日付	◎
	正六位工学博士	佐野利器	大正7年7月8日付	◎
	正六位	藤山雷太	大正7年7月8日付	◎
臨時委員	従六位法学博士	渡邊鐵藏	大正7年7月8日付	◎
	片岡安	大正7年7月8日付	◎	
幹事	内務書記官	池田宏		◎
	内務事務官	吉村哲三		○

II-B) 都市計画調査会特別委員等による法案起草

○：出席（内田祥三の記録による。）

(調査要綱第三及建築法案ノ制定ニ関スル調査)

調査会における地位	職名等 (官報による。)	氏名 注8) 参照	特別委員指名年月日	大正7年 8月1日	大正7年 8月2日	大正7年 9月3日	大正7年 9月4日	大正7年 10月14日
委員	警視総監	岡田文次	大正7年7月24日付	○		記録なし	記録なし	記録なし
	正六位工学博士	佐野利器	大正7年7月24日付	○	○			
		片岡安	大正7年7月24日付	○	○			

(都市計画法案ノ制定ニ関スル調査)

調査会における地位	職名等 (*を除き、官報による。)	氏名 **：特別委員以外の出席者 注8) 参照	特別委員指名年月日	大正7年 9月6日	大正7年 9月13日
委員	内務次官	小橋一太**			○
	内務省地方局長	添田敬一郎	大正7年7月24日付		
	内務省土木局長	堀田貞	大正7年7月24日付		○
	東京府知事法学博士	井上友一	大正7年7月24日付		○
	正五位勲六等法学博士	関一	大正7年7月24日付		○
臨時委員	従六位法学博士	渡邊鐵藏	大正7年7月24日付	○	○
	藤原俊雄**			○	○
幹事	内務書記官	池田宏**		○	○
	内務事務官	吉村哲三**		○	○
	内務省地方局市町村課長*	山田準次郎**		○	○
	内務省土木局道路課長*	佐上信一**		○	
	内務省囑託*	内田祥三**		○	○

II-C) 都市計画法案建築法案特別委員会 会議出席・発言状況

◎：出席（発言あり）
○：出席（出席の記録のみ）

調査会における地位	職名等 (*を除き、官報による。)	氏名 **：特別委員以外の出席者 ***：出席者に挙げられていないが、 発言が記録されている者	特別委員指名年月日 注7) 参照	都市計画法案				建築法案			
				大正7年 12月7日	大正7年 12月9日	大正7年 12月11日	大正7年 12月13日	大正7年 12月17日	大正7年 12月20日	大正7年 12月23日	
委員	内務省地方局長	添田敬一郎**					◎				
	内務省土木局長	堀田貞**				◎					
	内務省衛生局長	杉山四五郎	大正7年12月7日付	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	大蔵次官	神野勝之助	大正7年12月7日付		◎	◎	◎				
	逓信次官	中西清一(委員長)	大正7年12月7日付	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	正四位勲三等工学博士	中島銳治	大正7年12月7日付	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	正五位勲六等法学博士	関一**		○	◎						
	正六位工学博士	佐野利器**		○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
臨時委員	正六位	藤山雷太	大正7年12月7日付	○	◎						
	片岡安**			○	◎						
	臨時議院建築局技師	矢橋賢吉	大正7年12月7日付	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎
幹事	従六位法学博士	渡邊鐵藏**		○	◎			◎			
	藤原俊雄	大正7年12月7日付		○	◎			◎	◎	◎	◎
	内務書記官	池田宏**		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内務事務官	吉村哲三**		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内務省参事官*	山田準次郎**					◎				
	内務省地方局書記官*	丸山鶴吉**						○			
	内務省警保局図書課長*	堀切善次郎**						○			
	警視庁保安部長*	小畑豊治**					◎****	◎****	◎****	◎****	◎****
内務技師*	笠原敏郎***						◎	◎	◎	◎	

****：記載はないが、会議録上、発言は委員扱いであり、警視総監の代理としての出席・発言と解される。

II-D) 市街地建築物法施行令案特別委員会 会議出席・発言状況 ◎：出席（発言あり）

調査会における地位	職名等 (*を除き、官報による。)	氏名 **：出席者に挙げられていないが、発言が記録されている者	特別委員指名年月日 注7) 参照	大正8年 11月10日	大正7年 11月11日
委員	内務省土木局長	堀田貞	記録なし	◎	◎
	警視總監	岡喜七郎		代理	代理
	東京市長法学博士子爵	田尻稻次郎（委員長）		◎	◎
	正五位勲六等法学博士	松岡均平		◎	
	正六位工学博士	佐野利器		◎	◎
臨時委員	従四位勲三等医学博士	横手千代之助		◎	
幹事	内務書記官	池田宏**		◎	◎
	内務事務官	吉村哲三**			◎
	内務技師*	山田博愛**			◎
	内務技師*	笠原敏郎**		◎	◎
	内務省衛生局医務課長*	野田忠廣**		◎	
	警視庁保安部長*	熊谷巖（警視總監代理）		◎	◎
	警視庁技師*	副島宅市**		◎	